

橋ふれまち

TACHIBANA

だより

橘ふれあいのまちづくり協議会

神戸市中央区橋通3丁目4-1 神戸市立総合福祉センター1F TEL 078-341-6322

Mail: tachibana@grace.ocn.ne.jp HP: tachibana-furemachi.com

発行者 福家 巖編集者 広報部会



「プリペイドカードの番号を送って」 は詐欺です!

プリペイドカードはキャッシュレス決済ツールの一つです。特に、インターネット上で決済を行う時に使用するサーバ型プリペイドカードは、コンビニでもいろいろな種類のものが売られています。

【事例】プリペイドカードの番号を送ってしまった・・・。



スマホに「有料動画サイトの料金が50万円未納です。連絡がない場合は法的措置を取ります。」というメールが届いた。 メールに記載された連絡先に電話をかけると、今日中に支払わないと裁判にすると言われたので、指示された通り、コンビニで50万円分のプリペイドカードを購入し、裏面に記載された番号をファックスで送ってしまった。だまされたと思う。返金してほしい。

● アドバイス

プリペイドカードは、カード本体を渡さなくても、カードに記載された番号を伝えたり、番号の写真を撮って送るなどして相手に番号を知られた時点で、購入した額の全てを相手に渡したことになります。

このような、プリペイドカードの特性を悪用した詐欺が多く発生しており、カードの番号を教えた後にだまされたと気付いても取り戻すことは非常に困難です。

- ・覚えのない請求メールが届いても、無視する!
- ・プリペイドカードを購入してと言われたら、詐欺です!



通販の注文時に新たな契約 ~クーリング・オフできるの?~

電話で通販の注文をする場合に、電話口で別の新たな契約を した場合、**一般的にクーリング・オフの適用はありません**。

注文時に電話口で自分が購入しようと考えていた物とは別の 商品を勧められた時は、いくらお得だと言われても、本当に必 要なのかよく考えて、不要なものはきっぱり断りましょう。



18歳は大人です ~消費者トラブルにあわないために~

18歳(大人)になったら、自分ひとりで契約ができるようになります。

【例】・自分のクレジットカードが持てる ・ローンが組める(借金ができる)

・部屋の賃貸借契約ができる

・携帯電話の契約ができる

でも、社会経験の少ない若者は悪質業者の格好のターゲット!強引な勧誘やお得感を強調した広告に乗せられて、無理な契約を結んでしまわないよう注意しましょう!

消費者トラブルにあわないために覚えておきたいこと

☑18歳になると未成年者取消権がなくなります!

未成年者は、消費者としての経験や知識が浅いことから、 親権者などの同意がないまま結んでしまった契約は取り消す ことができます。

しかし18歳で成人になったら契約を取り消すことはできません。



☑ 自分で責任をもって契約をしましょう!

契約するときは、契約書をよく読み、問題がないか、きちんと支払いができるかを しっかり確認し、責任をもって署名や承諾のチェックを行いましょう。 ただし、万が一契約を結んでしまい問題が発生した場合でも、解決できる方法があ るかもしれません。一人で悩まず消費生活センターに相談しましょう。

情報提供元:神戸市消費生活センター 消費生活に関する相談は消費者ホットライン公188

「**橘ふれあいのまちづくり協議会**」のホームページです QRコードをカメラにかざすと「開く」と出てサイトへ移動できます

https://www.tachibana-furemachi.com/

